

第一級海上無線通信士
第二級海上無線通信士
第三級海上無線通信士

「法規」試験問題

20問 2時間30分

A－1 次の記述は、海上移動業務の無線局の免許の有効期間及び再免許について述べたものである。電波法（第13条）、電波法施行規則（第7条及び第8条）及び無線局免許手続規則（第18条及び第19条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- ① 免許の有効期間は、免許の日から起算して A において総務省令で定める。ただし、再免許を妨げない。
- ② 義務船舶局の免許の有効期間は、①にかかわらず、無期限とする。
- ③ 海岸局及び船舶局（義務船舶局を除く。）の免許の有効期間は、免許の日から起算して B とする。
- ④ 海岸局にあつては、③について、同一の種別に属する無線局について同時に有効期間が満了するよう総務大臣が定める一定の時期に免許をした無線局に適用があるものとし、免許をする時期がこれと異なる無線局の免許の有効期間は、③にかかわらず、当該一定の時期に免許を受けた当該種別の無線局に係る免許の有効期間の満了の日までの期間とする。
- ⑤ 海岸局及び船舶局（義務船舶局を除く。）の再免許の申請は、免許の有効期間満了前 C を超えない期間に行わなければならない（注）。
注 無線局免許手続規則第18条（申請の期間）第1項ただし書、同条第2項において別に定める場合及び同条第3項に規定する場合を除く。
- ⑥ 総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）は、電波法第7条（申請の審査）の規定により再免許の申請を審査した結果、その申請が同条第1項各号に適合していると認めるときは、申請者に対し、次の(1)から(4)までに掲げる事項を指定して、無線局の D を与える。
(1) 電波の型式及び周波数 (2) 識別信号 (3) 空中線電力 (4) 運用許容時間

A	B	C	D
1 5年を超えない範囲内	3年	1箇月以上3箇月	予備免許
2 10年を超えない範囲内	3年	3箇月以上6箇月	免許
3 10年を超えない範囲内	5年	1箇月以上3箇月	予備免許
4 5年を超えない範囲内	5年	3箇月以上6箇月	免許
5 5年を超えない範囲内	3年	3箇月以上6箇月	予備免許

A－2 次の記述は、海上移動業務における電波の使用制限について述べたものである。無線局運用規則（第58条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- ① 8,291kHzの周波数の電波の使用は、 A を使用して B を行う場合に限る。
- ② 156.8MHzの周波数の電波の使用は、次の(1)から(3)までに掲げる場合に限る。
(1) 遭難通信、緊急通信（ C に係るものにあつては、緊急呼出しに限る。）又は D を行う場合
(2) 呼出し又は応答を行う場合
(3) 準備信号を送信する場合

A	B	C	D
1 無線電話	遭難通信	気象通報	安全呼出し
2 無線電話	遭難通信	医事通報	海上保安業務に関し急を要する通報
3 無線電話	遭難通信、緊急通信又は安全通信	医事通報	安全呼出し
4 デジタル選択呼出装置	遭難通信、緊急通信又は安全通信	気象通報	海上保安業務に関し急を要する通報
5 デジタル選択呼出装置	遭難通信	気象通報	安全呼出し

A－3 次の記述は、義務船舶局の無線設備の機器等について述べたものである。電波法（第33条及び第35条）及び電波法施行規則（第28条の4及び第29条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 義務船舶局の無線設備には、総務省令で定める船舶及び航行区域の区分に応じて、送信設備及び受信設備の機器、A の機器、船舶の航行の安全に関する情報を受信するための機器その他の総務省令で定める機器を備えなければならない。
- ② 義務船舶局等^(注)の無線設備については、総務省令で定めるところにより、次の(1)から(3)までに掲げる措置のうち一又は二の措置を執らなければならない。ただし、総務省令で定める無線設備については、この限りでない。
注 義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局をいう。以下同じ。

(1) 予備設備を備えること。

(2) その船舶の入港中に B 点検を行い、並びに C に整備のために必要な計器及び予備品を備えること。

(3) その船舶の航行中に行う整備のために必要な計器及び予備品を備え付けること。
- ③ ②により、義務船舶局等の無線設備について執らなければならない措置は、次の(1)及び(2)のとおりとする。

(1) 旅客船又は総トン数 D トン以上の船舶であって、国際航海に従事するもの（A1海域のみを航行するもの並びにA1海域及びA2海域のみを航行するものを除く。）の義務船舶局等の無線設備については、②の措置のうち E

(2) (1)以外の義務船舶局等の無線設備については、②の措置のうち一の措置
- ④ ②のただし書の総務省令で定める無線設備は、次の(1)及び(2)のとおりとする。

(1) A1海域のみを航行する船舶並びにA1海域及びA2海域のみを航行する船舶（旅客船を除く。）であって、国際航海に従事しないものの義務船舶局等の無線設備

(2) その他総務大臣が別に告示する無線設備

	A	B	C	D	E
1	船舶自動識別装置	必要に応じて	停泊港	500	二の措置
2	遭難自動通報設備	定期的に	船籍港	500	一又は二の措置
3	遭難自動通報設備	定期的に	停泊港	300	二の措置
4	船舶自動識別装置	必要に応じて	船籍港	300	一又は二の措置

A－4 無線電話通信における遭難通信、緊急通信又は安全通信に係る通報の送信速度に関する次の事項のうち、無線局運用規則（第16条）の規定に照らし、この規定に定めるところに該当するものはどれか。次の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 受信者が筆記できる程度の速度
- 2 送信者の技量に応じたできる限り速い速度
- 3 原則として、1分間に50字を超えない速度
- 4 誤りを生ずるおそれがないできる限り速い速度

A－5 次の記述は、船舶局無線従事者証明の要件について述べたものである。電波法（第48条の2）及び電波法施行規則（第34条の11）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 電波法第39条（無線設備の操作）第1項本文の総務省令で定める義務船舶局等（注）の無線設備の **A** を行おうとする者は、総務大臣に申請して、船舶局無線従事者証明を受けることができる。
注 義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局をいう。以下同じ。
- ② 総務大臣は、船舶局無線従事者証明を申請した者が、総務省令で定める **B** を有し、かつ、次の(1)又は(2)に該当するときは、船舶局無線従事者証明を行わなければならない。
(1) 総務大臣が当該申請者に対して行う義務船舶局等の無線設備の **A** に関する訓練の課程を修了したとき。
(2) 総務大臣が(1)の訓練の課程と同等の内容を有するものであると認定した訓練の課程を修了しており、その修了した日から5年を **C** とし。
- ③ ②の総務省令で定める無線従事者の資格は、第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、第一級海上無線通信士、第二級海上無線通信士、第三級海上無線通信士又は第一級海上特殊無線技士とする。

A	B	C
1 運用及び保守	無線従事者の資格及び業務経歴	経過していない
2 操作又はその監督	無線従事者の資格及び業務経歴	経過した
3 操作又はその監督	無線従事者の資格	経過していない
4 運用及び保守	無線従事者の資格	経過した

A－6 次に掲げる書類のうち、国際航海に従事する船舶の義務船舶局であって国際通信を行うものに備え付けておかなければならないものに該当しないものはどれか。電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、下の**1**から**5**までのうちから一つ選べ。

- 1 海岸局及び特別業務の局の局名録
- 2 無線局の免許の申請書の添付書類の写し
- 3 船舶局の局名録及び海上移動業務識別の割当表
- 4 無線従事者免許証及び船舶局無線従事者証明書
- 5 海上移動業務及び海上移動衛星業務で使用する便覧

A－7 混信等の防止に関する次の記述のうち、電波法（第56条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局は、電波を発射しようとする場合において、当該電波と周波数を同じくする電波を受信することにより一定の時間自己の電波を発射しないことを確保する機能等総務省令で定める機能を有することにより電気通信業務の用に供する無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるものでなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信については、この限りでない。
- 2 無線局は、電波を発射しようとする場合において、当該電波と周波数を同じくする電波を受信することにより一定の時間自己の電波を発射しないことを確保する機能等総務省令で定める機能を有することにより他の無線局又は総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- 3 無線局は、他の無線局又は電波天文業務の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信については、この限りでない。
- 4 無線局は、電気通信業務の用に供する無線局又は電波天文業務の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣に届け出たものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるものでなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信については、この限りでない。

A－8 海上移動業務の無線局の免許後の変更手続きに関する次の記述のうち、電波法（第17条、第18条及び第19条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許人は、無線局の目的、通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所の変更をし、又は無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ、総務大臣の許可を受けなければならない（注）。ただし、無線設備の変更の工事であって、総務省令で定める軽微な事項のものについては、この限りでない。
注 海上移動業務の無線局が基幹放送をすることとすることを内容とする無線局の目的の変更は、これを行うことができない。
- 2 無線設備の変更の工事は、周波数、電波の型式又は空中線電力に変更を来すものであってはならず、かつ、電波法第7条（申請の審査）第1項第1号の技術基準（第3章（無線設備）に定めるものに限る。）に合致するものでなければならない。
- 3 総務大臣は、免許人が電波の型式、周波数又は空中線電力の指定の変更を申請した場合において、混信の除去その他特に必要があると認めるときは、その指定を変更することができる。
- 4 電波法第17条（変更等の許可等）第1項の規定により、無線局の通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務大臣の検査を受け、当該変更又は工事の結果が同条同項の許可の内容に準拠していると認められた後でなければ、当該無線局の無線設備を運用してはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

A－9 次の記述は、海上移動業務におけるデジタル選択呼出通信の呼出し（遭難通信、緊急通信及び安全通信を行う場合を除く。）について述べたものである。無線局運用規則（第58条の4及び第58条の5）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 呼出しは、次の(1)から(7)までに掲げる事項を送信するものとする。
 - (1) A
 - (2) 相手局の識別表示
 - (3) 通報の種類
 - (4) B
 - (5) 通報の型式
 - (6) 通報の周波数等（必要がある場合に限る。）
 - (7) 終了信号
- ② 海岸局における呼出しは、45秒間以上の間隔をおいて2回送信することができる。
- ③ 船舶局における呼出しは、 C 以上の間隔をおいて2回送信することができる。これに応答がないときは、少なくとも D の間隔をおかなければ、呼出しを再開してはならない。

A	B	C	D
1 呼出しの種類	自局の識別信号	5分間	15分間
2 選択呼出番号	相手局の信号符字	5分間	15分間
3 呼出しの種類	相手局の信号符字	3分間	10分間
4 選択呼出番号	自局の識別信号	3分間	10分間

A－10 船舶局無線従事者証明を受けている無線従事者が電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときに、総務大臣から受けることがある処分に関する次の記述のうち、電波法（第79条）の規定に照らし、この規定に定めるところに該当するものはどれか。下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣から船舶局無線従事者証明を取り消す処分を受けることがある。
- 2 総務大臣から期間を定めて無線従事者の業務に従事することを制限する処分を受けることがある。
- 3 総務大臣から3箇月以内の期間を定めて無線設備を操作する範囲を制限する処分を受けることがある。
- 4 総務大臣から期間を定めてその船舶局無線従事者証明を受けている無線従事者が従事する無線局の運用を制限する処分を受けることがある。
- 5 総務大臣から3箇月以内の期間を定めてその無線従事者が従事する無線局の運用を停止する処分を受けることがある。

A-11 国際電気通信業務を利用する公衆の権利及び電気通信の停止等に関する次の記述のうち、国際電気通信連合憲章(第33条、第34条及び第35条)の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 構成国は、公衆に対し、国際公衆通信業務によって通信する権利を承認する。各種類の通信において、業務、料金及び保障は、すべての利用者に対し、いかなる優先権又は特惠も与えることなく同一とする。
- 2 構成国は、また、国内法令に従って、他の私用の電気通信であって国の安全を害すると認められるもの又はその法令、公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められるものを切断する権利を留保する。
- 3 構成国は、国内法令に従って、公共の福祉に反すると認められる私報又はその法令、公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる私報の伝送を停止する権利を留保する。この場合には、私報の全部又は一部の停止を直ちに発信局及び受信局に通知する。ただし、その通知が公共の福祉に反すると認められる場合には、この限りでない。
- 4 構成国は、国際電気通信業務を全般的に、又は一定の関係若しくは通信の一定の種類(発信、着信又は中継)に限って、停止する権利を留保する。この場合には、停止する旨を事務総局長を経由して直ちに他の構成国に通知する。

A-12 遭難警報、緊急信号、安全信号等に関する次の記述のうち、無線通信規則(第32条及び第33条)の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 遭難警報又は遭難呼出しの送信は、移動体又は人が重大で急迫な危険にさらされており、かつ即時の救助を求めていることを示す。
- 2 遭難警報は、地上無線通信に使用する周波数帯において、遭難呼出フォーマットを使用するデジタル選択呼出し(DSC)又は宇宙局を経由して中継される遭難通報フォーマットをいう。
- 3 遭難警報若しくは遭難呼出し及びこれに続く遭難通報、緊急呼出フォーマット若しくは緊急信号又は安全呼出フォーマット若しくは安全信号は、移動局又は移動地球局を有する船舶、航空機又はその他の移動体の責任者の権限に基づいてのみ送信されなければならない。
- 4 緊急呼出フォーマット及び緊急信号は、呼出局が移動体又は人の安全に関して送信すべき非常に緊急な通報を有していることを示す。
- 5 安全呼出フォーマット又は安全信号は、呼出局が送信すべき重要な航行警報又は気象警報を有していることを示す。

A-13 遭難警報等を受信した船舶局の執るべき措置に関する次の記述のうち、無線局運用規則(第81条の5)の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して短波帯の周波数の電波により送信された遭難警報を受信したときは、これに応答してはならない。この場合において、当該船舶局は、当該遭難警報を受信した周波数で聴守を行わなければならない。
- 2 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して送信された遭難警報若しくは遭難警報の中継又は電波法施行規則第36条の2(遭難通信等)第1項第4号に定める方法により送信された遭難警報の中継を受信したときは、直ちにこれをその船舶の責任者に通知しなければならない。
- 3 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して短波帯以外の周波数の電波により送信された遭難警報を受信した場合において、当該遭難警報に使用された周波数の電波によって海岸局と通信を行うことができない海域にあるとき以外のとき、又は当該遭難警報が付近にある船舶からのものであることが明らかであるとき以外のときは、通信可能の範囲内にあるすべての船舶局に対して当該遭難警報の中継の送信を行わなければならない、当該遭難警報に対する他の無線局の応答があるまで引き続き聴守を行わなければならない。
- 4 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して短波帯以外の周波数の電波により送信された遭難警報を受信した場合において、当該遭難警報に使用された周波数の電波によっては海岸局と通信を行うことができない海域にあり、かつ、当該遭難警報が付近にある船舶からのものであることが明らかであるときは、遅滞なく、これに応答し、かつ、当該遭難警報を適当な海岸局に通報しなければならない。

A－14 船舶局又は船舶地球局の無線業務日誌に関する次に掲げる記述のうち、電波法施行規則（第40条）の規定に照らし、この記述に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 使用を終わった無線業務日誌は、次の定期検査（電波法第73条第1項の検査をいう。）まで保存しなければならない。
- 2 送受信装置の電源用蓄電池の維持及び試験の結果の詳細（電源用蓄電池を充電したときは、その回数、充電後の電流及び電圧の記載を含むものとする。）
- 3 船舶局又は船舶地球局は、検査の結果について、総務大臣から指示を受け相当な措置をしたときは、その事実及び措置の概要を無線業務日誌に記載しなければならない。
- 4 電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたときは、その事実を無線業務日誌に記載しなければならない。

A－15 次の記述は、局の検査について述べたものである。無線通信規則（第49条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- ① 船舶局又は船舶地球局が寄航する国の政府又は権限のある主管庁は、検査のため、許可書の提示を要求することができる。 A は、この検査が容易となるようにしなければならない。許可書は、要求に際して提示することができるように保留していなければならない。許可書又は、これを発給した当局の証明が付された副本を、できる限り、常に局内に提示しておくものとする。
- ② 検査職員は、権限のある当局が交付した B を所持しなければならず、船舶局若しくは船舶地球局を有する船舶、その他移動体の指揮者又は責任者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- ③ 許可書が C は、政府又は主管庁は、無線設備が無線通信規則によって課される条件に適合していることを自ら確認するため、その設備を検査することができる。
- ④ さらに、検査職員は、通信士の証明書の提示を請求する権限を有する。ただし、職務上の D の証明を要求することはできない。

A	B	C	D
1 局の通信士又は責任者	証票又は記章	提示されないとき又は明白な違反が認められるとき	知識
2 船舶の指揮者又は責任者	証票	提示されないとき又は明白な違反が認められるとき	技能
3 局の通信士又は責任者	証票	提示されないとき	技能
4 船舶の指揮者又は責任者	証票又は記章	提示されないとき	知識
5 局の通信士又は責任者	証票	提示されないとき又は明白な違反が認められるとき	技能

B－1 用語の定義を述べた次の記述のうち、電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア 「レーダー」とは、決定しようとする位置から反射され、又は再発射される無線信号と基準信号との比較を基礎とする無線測位の設備をいう。
- イ 「船舶航空機間双方向無線電話」とは、船舶局又は航空機局の無線電話であって、船舶又は航空機が遭難した場合に当該船舶又は航空機と他の船舶又は航空機との間で当該船舶又は航空機の搜索及び人命の救助に係る双方向の通信を行うために使用するものをいう。
- ウ 「船舶保安警報」とは、船舶に危害を及ぼす行為が発生した場合に送信する通報であって、当該行為によって当該船舶の安全が脅かされていることを示す情報その他の情報からなるものをいう。
- エ 「船舶自動識別装置」とは、次の(1)及び(2)に掲げるものをいう。
 - (1) 船舶局、海岸局又は船舶地球局の無線設備であって、船舶の船名その他の船舶を識別する情報、位置、針路、速度その他の自動的に更新される情報であって航行の安全に関する情報及び目的地、目的地への到着予定時刻その他の手動で更新される情報であって運航に関する情報を船舶局相互間、船舶局と海岸局との間、船舶局と人工衛星局との間又は船舶地球局と人工衛星局との間において自動的に送受信する機能を有するもの。
 - (2) 海岸局の無線設備であって、航路標識（航路標識法第1条第2項の航路標識をいう。）の種別、名称、位置その他情報を自動的に送信する機能を有するもの。
- オ 「衛星非常用位置指示無線標識」とは、遭難自動通報設備であって、船舶が遭難した場合に、レーダーから発射された電波を受信したとき、それに応答して電波を発射し、当該レーダーの指示器上にその位置を表示させるものをいう。

B－2 次の記述は、無線電話通信における海岸局及び船舶局の運用について述べたものである。電波法（第62条）及び無線局運用規則（第18条、第21条、第22条及び第58条の11）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア 船舶局の運用は、その船舶の航行中に限る。ただし、受信装置のみを運用するとき、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信を行うとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。
- イ 海上移動業務における呼出しは、1分間の間隔において2回反覆することができる。呼出しを反覆しても応答がないときは、少なくとも2分間の間隔をおかなければ、呼出しを再開してはならない。
- ウ 船舶局は、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、直ちにその呼出しを中止しなければならない。
- エ 船舶局は、海岸局又はその他の船舶局と通信を行う場合において、通信の順序若しくは時刻又は使用電波の型式若しくは周波数並びに空中線電力について、海岸局又は船舶局から指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。
- オ 海岸局は、船舶局から自局の運用に妨害を受けたときは、妨害している船舶局に対して、その妨害を除去するために船舶局の運用の停止を命令することができる。

B－3 次の記述は、無線局の発射する電波が総務省令で定めるものに適合しないと認めるときに総務大臣が免許人に対して行う処分等について述べたものである。電波法（第72条及び第73条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、無線局の発射する ア が電波法第28条の総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して イ を命ずることができる。
- ② 総務大臣は、①の命令を受けた無線局からその発射する ア が電波法第28条の総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたときは、その無線局に ウ なければならない。
- ③ 総務大臣は、②により発射する ア が電波法第28条の総務省令で定めるものに適合しているときは、 エ しなければならない。
- ④ 総務大臣は、①の イ を命じたとき、②の申出があったとき、その他電波法の施行を確保するため特に必要があるときは、 オ ことができる。

- | | |
|------------------------------|---------------------|
| 1 電波の周波数の安定度 | 2 電波の質 |
| 3 期間を定めて無線局の運用の停止 | 4 臨時に電波の発射の停止 |
| 5 電波の質の測定結果を報告させ | 6 電波を試験的に発射させ |
| 7 直ちに①の電波の発射の停止を解除 | 8 直ちに①の運用の停止を解除 |
| 9 その職員を無線局に派遣し、その無線設備等を検査させる | 10 免許人に対し、文書で報告を求める |

B－4 次の記述は、遭難通報等を受信した海岸局及び船舶局の執るべき措置について述べたものである。無線局運用規則（第81条の7）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 海岸局及び船舶局は、遭難呼出しを受信したときは、 ア で聴守を行わなければならない。
- ② 海岸局は、遭難通報、携帯用位置指示無線標識の通報、衛星非常用位置指示無線標識の通報、搜索救助用レーダートランスポンダの通報、搜索救助用位置指示送信装置の通報又は航空機用救命無線機等の通報を受信したときは、遅滞なく、これを イ に通報しなければならない。
- ③ 船舶局は、遭難通報、携帯用位置指示無線標識の通報、衛星非常用位置指示無線標識の通報、搜索救助用レーダートランスポンダの通報、搜索救助用位置指示送信装置の通報又は航空機用救命無線機等の通報を受信したときは、直ちにこれを ウ に通知しなければならない。
- ④ 海岸局は、①により聴守を行った場合であって、その聴守において、遭難通報を受信し、かつ、遭難している船舶又は航空機が エ が明らかであるときは、直ちにその遭難通報に対して応答しなければならない。
- ⑤ 船舶局は、遭難通報を受信した場合において、その船舶が救助を行うことができず、かつ、その遭難通報に対し他のいずれの無線局も応答しないときは、 オ しなければならない。

- | | |
|------------------|--|
| 1 これを受信した周波数 | 2 無線局運用規則第70条の2（使用電波）に規定する遭難通信等に使用する電波の周波数 |
| 3 海上保安庁その他の救助機関 | 4 遭難に係る船舶又は航空機を運行する者 |
| 5 船舶の所有者及び適当な海岸局 | 6 その船舶の責任者 |
| 7 自局の付近にあること | 8 重大かつ急迫した状態にあること |
| 9 遭難通報を送信 | 10 その遭難通報に対して応答 |

B－5 次の記述は、緊急通信について述べたものである。電波法（第52条及び第67条）及び無線局運用規則（第93条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 緊急通信とは、船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に ア その他緊急の事態が発生した場合に緊急信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。
- ② 海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局は、緊急信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第2号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を行う場合を除き、その通信が イ までの間（ ウ による緊急信号を受信した場合には、少なくとも エ ）継続してその緊急通信を受信しなければならない。
- ③ ウ による緊急信号を受信した海岸局、船舶局又は船舶地球局は、緊急通信が行われないか又は緊急通信が終了したことを確かめた上でなければ再び通信を開始してはならない。
- ④ ③の緊急通信が自局に対して行われるものでないときは、海岸局、船舶局又は船舶地球局は、③にかかわらず緊急通信に使用している オ の電波により通信を行うことができる。

- | | |
|-------------------|---------------------|
| 1 陥るおそれがある場合 | 2 陥った場合又は陥るおそれがある場合 |
| 3 自局に関係のないことを確認する | 4 終了する |
| 5 デジタル選択呼出装置 | 6 モールス無線電信又は無線電話 |
| 7 3分間 | 8 15分間 |
| 9 周波数以外の周波数 | 10 周波数 |